

平成 29 年 5 月 31 日

日本酒造組合中央会 会長 篠原 成行
 日本蒸留酒酒造組合 代表理事理事長 大宮 久
 ビール酒造組合 会長代表理事 平野 伸一
 日本洋酒酒造組合 理事長 岸本 健利
 全国卸売酒販組合中央会 会長 松川 隆志
 全国小売酒販組合中央会 会長 坂田 辰久
 日本ワイナリー協会 理事長 代野 照幸
 日本洋酒輸入協会 理事長 米井 元一
 全国地ビール醸造者協議会 会長 石川 彌八郎

殿

国税庁課税部酒税課長

田 村 公 一

酒類に関する公正な取引の確保について（要請）

国税庁では、酒税の確保及び酒類の取引の安定を図るため、全ての酒類業者が自主的に尊重すべき酒類に関する公正な取引の在り方として、平成 18 年 8 月に「酒類に関する公正な取引のための指針」（以下「指針」といいます。）を制定し、これを周知・啓発することにより、酒類業者の自主的な公正取引に向けた取組を推進してきたところです。また、指針の趣旨に沿って酒類の取引状況等実態調査を実施し、指針のルールに則していない取引が認められた場合には、指針に則した合理的な取引が行われるよう改善指導を行うとともに、酒類の取引に関し私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」といいます。）に違反する事実があると思料した場合には、同法第 45 条に基づき公正取引委員会に対してその事実を報告するなど、酒類の公正な取引環境の整備を図ってきたところです。

さて、昨年 5 月に議員立法により、酒税法及び酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 57 号）が公布され、本改正法に基づき、本年 3 月 31 日に「酒類に関する公正な取引に関する基準（平成 29 年国税庁告示第 2 号。以下「基準」といいます。）」等を策定し、これらは本年 6 月 1 日から施行されます。

国税庁としては、酒類の公正な取引環境の整備を図るため、今般拡充された質問検査権の行使及び新たに創設された公正取引委員会との相互報告制度に基づく連携強化等を通じて、適切に改正法を執行するとともに、引き続き、「指針」に示された「合理的な価格の設定」、「取引先等の公正な取扱い」、「公正な取引条件の設定」及び「透明かつ合理的なリベート類」のルール遵守に向けた指導を行うこと、及び「独占禁止法上の不公正な取引方法」に該当すると思料する場合には公正取引委員会に報告し、適切な措置をとるべきことを求めることとしております。

つきましては、貴 $\left\{ \begin{array}{l} \text{組合} \\ \text{会} \end{array} \right.$ の傘下 $\left\{ \begin{array}{l} \text{組合員} \\ \text{会員} \end{array} \right.$ に対し、「基準」及び「指針」の改定内容等の周知を図るとともに、基準のみならず指針及び独占禁止法を遵守し、酒類の公正な取引確保に向けた取組を実施されるよう要請します。